

第2章 地域の概況

ここでは、対象事業実施区域及びその周辺の「自然的状況」と「地域の社会的状況」に関する情報について、既存文献やその他資料の収集・整理等により把握した。

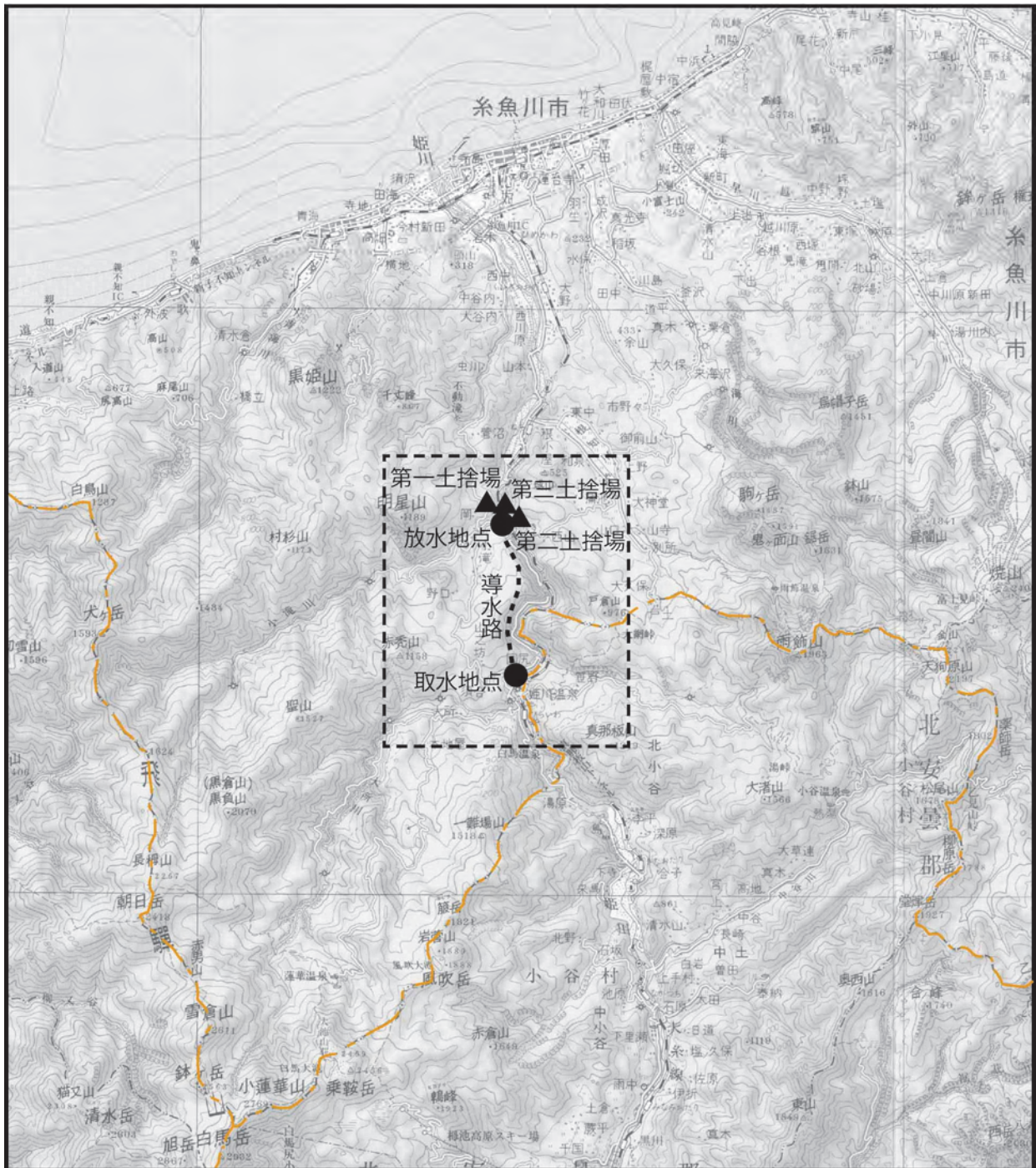
なお、調査対象地域は新潟県糸魚川市及び長野県北安曇郡小谷村のうち第2-1-1図に示す地域を基本とし、情報の種類に応じて調査対象地域を拡大・縮小した。

2-1 自然的状況

対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況を第2-1-1表(1)～(7)に示す。

第2-1-1表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2-1-1大気環境の状況	(1) 気象の状況 1) 気象観測所の概要	対象事業実施区域周辺の気象観測所として、北約12kmに糸魚川地域気象観測所が位置する。また、平岩では降水量、小谷では降水量及び積雪量の観測が行われている。
	2) 気象の状況	糸魚川地域気象観測所における気温の年平均値の年平均値は14.3℃、平成28年の年平均値は14.9℃、年間降水量の年平均値は2,834.7mm、平成28年の年間降水量は2,503.0mmであった。 平岩の年間降水量の年平均値は2,747.5mm、平成28年は2,708.5mm、小谷の年間降水量の年平均値は1,995.2mm、平成28年は2,098.5mmであった。小谷の最深積雪の年平均値は159cm、平成28年は94cmであった。
	(2) 大気質の状況 1) 測定局の概要	対象事業実施区域に最寄りの大気汚染状況を常時監視する大気環境測定局は、対象事業実施区域の北約11kmに糸魚川測定局及びぬな川公園測定局が位置している。測定項目は共に二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、風向・風速である。なお、微小粒子状物質の測定は行われていない。
	2) 二酸化硫黄	平成27年度は糸魚川測定局、ぬな川公園測定局共に長期的評価及び短期的評価に基づく環境基準を達成しており、平成23～27年度の年平均値は、糸魚川測定局、ぬな川公園測定局ともに横ばい傾向にあった。
	3) 二酸化窒素	平成27年度のぬな川公園測定局は環境基準を達成した。糸魚川測定局は有効測定時間に達していないが、日平均値の年間98%値は環境基準を下回った。年平均値の経年変化は両測定局とも横ばい傾向にあった。
	4) 浮遊粒子状物質	平成27年度は両測定局共に長期的評価及び短期的評価に基づく環境基準を達成した。年平均値の経年変化は糸魚川測定局で横ばい傾向、ぬな川公園測定局で減少傾向にあったが平成27年度にやや増加した。
	5) 光化学オキシダント	平成27年度は両測定局で環境基準を達成していない。1時間値が0.06ppmを超えた時間の割合は糸魚川測定局では7.7%(417時間)、ぬな川公園測定局では4.9%(268時間)であった。年平均値の経年変化は2測定局ともほぼ横ばい傾向にあった。



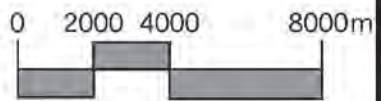
凡 例

⎓ : 基本とする調査対象地域

— : 県境

▲ ● --- ● : 対象事業実施区域

第 2-1-1 図 調査対象地域



1 : 200,000

第 2-1-1 表 (2) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要	
2-1-1 大気環境の状況	(3) 騒音の状況	平成 27 年度末現在、対象事業実施区域及びその周辺において、環境騒音及び道路交通騒音の測定は行われていない。
	(4) 振動の状況	平成 27 年度末現在、対象事業実施区域及びその周辺において、振動の測定は行われていない。
	(5) 大気環境に関する公害苦情の発生状況	糸魚川市の平成 27 年度の公害苦情件数は 28 件であり、大気汚染に関するものは 2 件、騒音に関するものは 2 件であった。小谷村の平成 27 年度の公害苦情件数は 0 件であった。
2-1-2 水環境の状況	(1) 水象の状況	<p>対象事業実施区域周辺の水系は一級河川姫川が中心となっている。</p> <p>姫川は、その源を長野県北安曇郡白馬村の佐野坂丘陵に発し、白馬盆地で平川、松川等を合わせた後、山間部を北流しながら、中谷川、浦川等を合わせ新潟県に入る。その後、大所川や小滝川、根知川等を合わせ平野部に入り、糸魚川市において日本海に注ぐ、幹川流路延長 60 km、流域面積 722 ㎩の一級河川である。</p> <p>対象事業実施区域は長野－新潟県境付近の姫川の新潟県側で、姫川の中下流部に位置する。当該区間は山間部の渓谷で、河床勾配は 1/60 程度と姫川の最も急勾配な区間であり、大小様々な石礫が堆積し、水際は強い水流のため大半が礫河原裸地である。</p> <p>また、平成 7 年 7 月の水害では、甚大な被害を被った区間であり、コンクリートや石材による護岸工、護床工が連続して整備されている。</p>
	(2) 水質の状況 1) 河川の状況	<p>姫川は姫川第 3 ダムより上流が A 類型に、姫川第 3 ダムより下流が AA 類型に指定されている。また、全域が生物 A 類型に指定されている。</p> <p>姫川水系では本川の 4 地点で水質調査が実施されている。</p> <p>平成 27 年度の生活環境項目の測定結果は、生物化学的酸素要求量 (BOD)、溶存酸素量 (DO)、水素イオン濃度 (pH) については全調査地点で環境基準値を達成した。</p> <p>浮遊物質 (SS) は天神宮橋で環境基準値を達成した。大腸菌群数は全ての地点で環境基準値を達成していない。</p> <p>水生生物保全項目である全亜鉛の経年変化は全調査地点でほぼ横ばいの傾向にあり、環境基準点の宮本橋及び山本地先で環境基準を達成した。</p> <p>人の健康の保護に関する項目については、平成 27 年度は全調査地点で環境基準を達成した。</p>
	2) 地下水の状況	対象事業実施区域及びその周辺においては、平成 7 年度に新潟県が小滝地区の 2 ヶ所の井戸で地下水の概況調査を行っており、全項目で基準値 (原出典では水道水の水質基準値及び指針値) を満足していた。
	3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況	平成 27 年度の水質に係る苦情の受理状況は、糸魚川市において 12 件であった。小谷村では苦情総数は 0 件であった。
	(3) 水底の底質の状況	対象事業実施区域及びその周辺においては、平成 28 年度末現在、河川の底質の測定は行われていない。

第 2-1-1 表 (3) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要
2-1-3 土壌及び地盤の状況	(1) 土壌の状況 1) 土壌汚染の状況 対象事業実施区域及びその周辺においては、平成 28 年度末現在、土壌汚染の測定は行われていない。また、対象事業実施区域及びその周辺において、土壌汚染対策法に基づく区域の指定はない。糸魚川市及び小谷村では土壌汚染に関する苦情は発生していない。
	2) 土地利用履歴 発電所工事範囲の内、既設の発電所の用地については、黒部川電力㈱が取得し、姫川第六発電所が昭和 9 年に竣工後、運転を開始し現在に至っている。新設の発電所の用地については既設の発電所敷地内に建設する計画である。水槽及び水圧管路工事範囲の一部は民有地で、スギ植林がみられる。 取水口工事範囲は、既設の取水口用地については黒部川電力㈱が取得している。導水路工事範囲は、始点部は黒部川電力㈱の社有地であり、その他は民有地等で、ブナ二次林が広く分布している。 第一土捨場工事範囲は集落跡地であり、ほとんどがススキ群団となっている。第二土捨場工事範囲は民有地で、平成 7 年頃に新潟県事業で姫川港埋立工事のための土取工事が行われた跡地であり、大半はクズ、ススキに覆われて、一部がスギ林となっている。第三土捨場工事範囲は民有地で、地元建設会社が重機等の仮置場として使用しており、自然植生はほぼ失われている。
	(2) 地盤の状況 「新潟県の地盤沈下の現状と課題：新潟県 HP」によると、対象事業実施区域及びその周辺においては、平成 28 年度末現在、地盤沈下が認められる地域はない。 地盤沈下に関する苦情も受理されていない。
2-1-4 地形及び地質の状況	(1) 地形の状況 姫川流域の地形は、上中流部で 3,000m 級の山岳が連なる飛騨山脈（北アルプス）と小谷山地、戸隠・雨飾山群に囲まれた典型的な羽状流域が形成されている。急流支川が多数みられ、扇状地も数多く発達し、下流部では狭い平地が広がっている。 対象事業実施区域及びその周辺は、山間部を姫川が流下し、断崖がそそり立つ険しい峡谷となっている。対象事業実施区域は急斜面（30 度以上）の山地・丘陵地となっている。
	(2) 地質の状況 地質は、糸魚川―静岡構造線に沿って流れる姫川を境にして構造上大きく二分され、東部はフォッサマグナに属し新第三紀・第四紀の堆積岩類及び火山岩類等からなる八方山、東山、堂津岳等が連なり、西部は古生層、中生層及びそれらを貫く花崗岩類を主とする古期岩類からなる五龍岳、唐松岳、鍵ヶ岳、白馬岳等の白馬連峰が形成されている。対象事業実施区域及びその周辺では蛇紋岩、泥岩が分布している。 表層土壌は対象事業実施区域周辺では、乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌が広く分布するほか、姫川に沿って岩石地が分布している。
	(3) 重要な地形、地質 日本の地形レッドデータブック（第 1 集、第 2 集）、新潟のすぐれた自然、続・新潟のすぐれた自然によると、対象事業実施区域周辺の重要な地形、地質として、小滝のヒスイ原産地（日本最大で稀なヒスイ産地）、高浪の池（高山地帯に位置し、景観に優れた池）がある。

第 2-1-1 表(4) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	(1) 動物の生息の状況 1) 動物の概要	調査結果の概要
2-1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	(1) 動物の生息の状況 1) 動物の概要	<p>【哺乳類】 文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 7 目 17 科 43 種（亜種を含む）の哺乳類が確認された。 「レッドデータブックにいがた」（新潟県、2001 年）によると新潟県内で 49 種（亜種を含む）、「長野県版レッドリスト（動物編）2015」（長野県、2015 年）によると長野県内で 50 種の哺乳類が確認されている。 「糸魚川市史」（糸魚川市、1976 年）によると、ツキノワグマ、ニホンカモシカといった大型哺乳類をはじめ、ホンドキツネ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ等の記録がある。 「小谷村史」（小谷村、1993 年）によるとツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザルが広く確認されている。</p> <p>【鳥類】 文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 16 目 45 科 168 種の鳥類が確認された。 「レッドデータブックにいがた」によると新潟県内で 388 種、「長野県版レッドリスト（動物編）2015」によると長野県内で 330 種の鳥類が確認されている。 「糸魚川市史」によると、鳥類では溪流や河原ではセキレイ類やカワガラス、山地の森林にはウグイス、オオルリ等が生息している。また、猛禽類ではオジロワシ、ハヤブサ、チゴハヤブサなどが確認されている。 「小谷村史」によると鳥類では 15 目 39 科 125 種が生息しており、高山帯にライチョウが生息し、多雪地帯に発達するブナ林に生息するキツツキの仲間、ゴジュウカラ、シジュウカラが確認されている。 地元有識者に対するヒアリングでは、対象事業実施区域周辺ではイヌワシ、クマタカが営巣しており、このうちイヌワシは行動範囲が広く、採餌活動は他地域で行っているとの情報を得ている。</p> <p>【爬虫類・両生類】 文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 1 目 3 科 10 種の爬虫類と、2 目 6 科 17 種の両生類が確認された。 「レッドデータブックにいがた」によると新潟県内で爬虫類 15 種、両生類 18 種が、「長野県版レッドリスト（動物編）2015」によると長野県内で爬虫類 12 種、両生類 19 種が確認されている。 「糸魚川市史」によると、両生類ではニホンアマガエル、ツチガエル、トノサマガエル、モリアオガエル、カジカガエル等が確認されている。 「小谷村史」によると爬虫類ではトカゲ、シマヘビ、マムシ等 11 種が、両生類ではハコネサンショウウオ、クロサンショウウオ等 13 種が確認されている。</p> <p>【昆虫類】 文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 15 目 181 科 1153 種の昆虫類が確認された。 「新潟のすぐれた自然」（によると、新潟県に分布する昆虫類は 5000 種が明らかになっており、トンボ類 97 種、ナナフシ類 4 種、</p>

第 2-1-1 表 (5) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要
<p>2-1-5 動植物の生息 又は生育、植生 及び生態系の 状況</p>	<p>(1) 動物の生息の 状況</p> <p>1) 動物の概要</p> <p>セミ科 12 種、チョウ類 143 種、ガ類 2000 種、クワガタムシ科 12 種、カミキリムシ科 250 種などが確認されている。</p> <p>「長野県版レッドリスト（動物編）2015」によると分類群の全体像が最もよく知られているチョウ類では、149 種の生息が確認されている。</p> <p>「糸魚川市史」によると、昆虫類では新潟県内に 88 種が知られているトンボ類の内、34 種が確認されている。また、市の南に広がる亜高山から高山帯にかけては高山性のチョウ類が確認されている。</p> <p>「小谷村史」によると昆虫類ではトンボ類が均翅類 4 科 13 種、ムカシトンボ類 1 科 1 種、不均翅目 6 科 29 種の合計 43 種が確認されている。チョウ類ではギフチョウ、ヒメギフチョウ、アサマジミ等が確認されている。</p> <p>【魚類】</p> <p>文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 11 目 16 科 46 種の魚類が確認された。</p> <p>「レッドデータブックにいがた」によると新潟県内の河川及び湖沼で 117 種、「長野県版レッドリスト（動物編）2015」によると長野県内で 36 種の魚類が確認されている。</p> <p>「河川水辺の国勢調査」（国土交通省、2008 年）によると、魚類ではウグイ、アユ、ヤマメ、カマキリ等が確認されている。</p> <p>「糸魚川市史」によると、魚類ではイトヨ、アユ、イワナ等が確認されている。</p> <p>「小谷村史」によると魚類ではスナヤツメ、ウナギ、サケ、サクラマス、イワナ等が確認されている。</p> <p>【底生生物・水生昆虫】</p> <p>文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 14 目 52 科 138 種の底生生物・水生昆虫が確認された。</p> <p>「河川水辺の国勢調査」によると、底生生物・水生昆虫ではカワニナ、モクズガニ、カゲロウ目、カワゲラ目、トビケラ目等が確認されている。</p>
<p>2) 重要な種及び 注目すべき生 息地の概要</p>	<p>「河川水辺の国勢調査」によると、貴重な動物として 34 種（鳥類 9 種、魚類 9 種、貝類 2 種、昆虫類 9 種、両生類 4 種、哺乳類 1 種）が確認されている。</p> <p>また、「長野県版レッドデータブック（動物編 2004）」の選定種の内、79 種（哺乳類 6 種、鳥類 16 種、爬虫類 1 種、両生類 4 種、魚類 1 種、昆虫類 51 種）が小谷村で確認されている。</p> <p>対象事業実施区域周辺では、貴重な昆虫類としてクモツマキチョウ、ヒメギフチョウ、クロツバメシジミ、ルリイトトンボ、アマゴイルリトンボ、ネキトンボ等が、両生・爬虫類ではモリアオガエルが確認されている。</p> <p>このほか、生息範囲に関する情報が明記されていないが、明星山のフタスジチョウ、ムラヤママイマイ、葛葉峠のヒトスジナミシヤク、小滝川のニクイロシブキツボ、清水山のヤママメタニシが貴重種として「続・新潟のすぐれた自然」に選定されている。</p>

第 2-1-1 表 (6) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目	調査結果の概要
<p>2-1-5 動植物の生息 又は生育、植 生及び生態系 の状況</p>	<p>(2) 植物の生育の状況</p> <p>1) 植物相及び植生の概要</p> <p>文献・資料により対象事業実施区域及びその周辺で 168 科 1744 種の植物が確認された。</p> <p>対象事業実施区域周辺地域の植物の特徴として、暖帯と温帯の中間に位置するため、暖地性の植物と寒地性の植物が混生していること、積雪の影響を受けて日本海要素の種が生育すること、フォッサマグナ地域に特有の種が生育すること等があげられる。</p> <p>計画地のある姫川中流域では、ユキツバキ、ヒメアオキ、エゾユズリハ、ハイイヌガヤなどの日本海要素と呼ばれる積雪地に特有な植物や、フジアザミ、クロヒメカンアオイなどのフォッサマグナ地域を特色づける植物が混在している。また、小滝川流域の石灰岩地帯にはイチョウシダ、クモノスダ、イワオトギリ等の暖地性のシダ植物が分布している。</p> <p>対象事業実施区域周辺には、自然植生は山地上部にチシマザサープナ群団がわずかに残っている程度で、山地にはブナ二次林が広く分布し、その間にスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。また、姫川の両岸にはオクチョウジザクラ-コナラ群集、オオバクロモジ-ミズナラ群集がみられる。</p>
	<p>2) 重要な種及び重要な群落の概要</p> <p>対象事業実施区域周辺では、姫川渓谷、小滝渓谷、清水山が植物のすぐれた自然として、明星山のタカネイバラが貴重種として「新潟のすぐれた自然」、「続・新潟のすぐれた自然」に選定されている。</p> <p>「長野県版レッドデータブック(維管束植物編 2002)」の選定種の内、137 種が、「長野県レッドデータブック(非維管束植物編・植物群落編 2005)」で選定された貴重な植物群落の内、2 つの群落が小谷村で確認されている。</p> <p>姫川の「河川水辺の国勢調査」によると、姫川の堤外地における貴重な植物として 43 種が確認されている。</p>
	<p>(3) 生態系の状況</p> <p>対象事業実施区域周辺の自然環境は「山地-森林」、「山地-草原等」、「河川」、「耕作地」、「宅地等」の 5 つに類型区分され、「山地-森林」は急峻な山腹斜面に森林がみられ、ブナ二次林が広く分布し、その間にスギ・ヒノキ・サワラ植林がみられる。「山地-草原等」は「山地-森林」の中にパッチ状に分布し、ススキ等の草原やタニウツギ等の低木類がみられる。「耕作地」も「山地-森林」の中の周辺集落にパッチ状に分布し、畑、水田、ススキ等の草原がみられる。</p> <p>陸域の下位の消費者は「山地-森林」ではセミ類、甲虫類等、「山地-草原等」、「耕作地」ではトンボ類、チョウ類、バッタ類等の昆虫類が生息する。中位の消費者はカジカガエル、アマガエル等の両生類、ウグイス、シジュウカラ等の鳥類、カモシカ、アカネズミ等の哺乳類、アオダイショウ、シマヘビ等の爬虫類、上位の消費者はイタチ、テン等の中型哺乳類及びクマタカ等の猛禽類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。</p> <p>水域の「河川」では、生産者として付着藻類があり、下位の消費者である水生昆虫類、スジエビ、サワガニ等の底生生物、中位の消費者であるイワナ、ヤマメ等の魚類、上位の消費者であるアオサギ、ヤマセミ等の鳥類やイタチ等の中型哺乳類が生息し、食物連鎖を形成していると考えられる。</p>

第 2-1-1 表 (7) 対象事業実施区域及びその周辺の自然的状況

調査項目		調査結果の概要
2-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	(1) 景観の状況	対象事業実施区域周辺はフォッサマグナ地域の西端に当たり、糸魚川ー静岡構造線に沿って流下する姫川を境に地形、地質が異なり、急峻な山岳地から丘陵、平坦な平野、海岸に至る変化に富んだ地形が特徴であり、多様な自然景観が見られる地域である。対象事業実施区域周辺の自然景観資源には、姫川渓谷、小滝ヒスイ峡、高浪の池、明星山（カルスト地形）等がある。
	(2) 人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域周辺の観光資源は人と自然との触れ合いの活動の場となっている。対象事業実施区域の周辺では明星山、ヒスイ峡、高浪の池、シーサイドバレースキー場、姫川温泉等が、地形・地質を生かした観光地として利用されている。「松本街道」は塩の道としてトレッキングコースやイベント拠点として利用されている。 また、糸魚川市は世界ジオパークに認定されており、市内 24 地点のジオサイトを設定している。
2-1-7 放射性物質の分布の状況		新潟県は県内 52 地点で、長野は県内 7 地点のモニタリングポストで空間放射線量を測定している。また、糸魚川市は市内全 8 地点で空間放射線量の測定を実施しているほか、土壌、水道水（水源地や浄水場）、下水道汚泥、一般廃棄物償却処理施設の焼却灰などの放射線量測定を実施している。 対象事業実施区域周辺における、新潟県のモニタリングポスト 1 地点及び糸魚川市内 6 地点の空間放射線量測定結果は、新潟県内における空間放射線量の通常値（0.016～0.16 μ Sv/h：既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値）の範囲内となっている。

2-2 社会的状況

対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況を第 2-2-1 表(1)、(2)に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における環境保全に係る規制等の指定状況を第 2-2-2 表に、対象事業実施区域及びその周辺における環境保全計画等の策定状況を第 2-2-3 表に、対象事業実施区域及びその周辺における自然環境の保全に係る地域指定等の状況を第 2-2-4 表に示す。

第 2-2-1 表(1) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
2-2-1人口及び産業の状況	(1)人口の状況	平成 28 年 10 月 1 日現在の人口は、糸魚川市が 43,528 人、小谷村が 2,872 人である。人口の推移を見ると、糸魚川市、小谷村共に減少傾向にある。
	(2)産業の状況	糸魚川市の従業者数は 19,339 人であり、産業別では第三次産業が全体の 59.8%と最も多い。また、事業所数では、2,416 事業所のうち第三次産業が 77.3%と最も多い。 小谷村の従業者数は 1,584 人であり、産業別では第三次産業が全体の 78.4%と最も多い。また、事業所数では、299 事業所のうち第三次産業が 86.3%と最も多い。
2-2-2土地利用の状況		糸魚川市の土地利用で最も面積の広い区分は雑種地その他で 72.0%、2 番目は山林で 20.2%、小谷村の土地利用で最も面積の広い区分は山林で 47.0%、2 番目は雑種地その他で 41.2%を占めている。
2-2-3河川、湖沼の利用並びに地下水の利用状況	(1)河川及び湖沼の利用状況 1)河川・湖沼の状況及び漁業権の設定状況	対象事業実施区域には一級河川の姫川が流下しており、大所川、小滝川、横川、根知川が姫川に合流している。また、湖沼としては高浪の池、白池、蛙池、角間池などがある。 対象事業実施区域周辺の内水面では、姫川及びその支川において漁業権が設定されている。なお、水産資源保護法に基づく保護水面の設定はない。
	2)水利用の現況	姫川の表流水は上水道、発電用水、農業用水、工業用水に利用されており、水道は 1 件の利用があり、白馬村水道用水から 10,700 人に給水が行われている。工業用水は 1 件の利用があり、デンカ株式会社が取水している。農業用水は、643ha をかんがいしている。発電用水は 19 カ所の発電所により総最大出力約 25 万 kW の発電供給を行っている。
	(2)地下水の利用状況	関川姫川地域主要水系調査書(昭和 62 年 3 月、国土庁土地局)によると、対象事業実施区域及びその周辺に深井戸は設置されていない。
2-2-4交通の状況		対象事業実施区域及びその周辺では、国道 148 号が交通の主体となっている。鉄道は JR 大糸線が国道 148 号と同様に姫川沿いに走っている。
2-2-5学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況		対象事業実施区域周辺に学校は無い。診療所として、平岩診療所、小谷村無医地区出張診療所、小滝診療所がある。なお、小滝診療所と小滝地区小体育館、小滝運動広場は併設されている。
2-2-6下水道等の整備状況		平成 27 年度における下水道の整備状況は、糸魚川市の水洗化率が 94.8%、小谷村の水洗化率は 77.5%となっている。

第 2-2-1 表(2) 対象事業実施区域及びその周辺の社会的状況

調査項目		調査結果の概要
2-2-7廃棄物の状況	(1) 一般廃棄物	<p>糸魚川市で発生するごみは、糸魚川市清掃センターの可燃ごみ処理施設（70t/日）で焼却処理し、焼却残渣は市外の最終処分場へ搬出し処分している。小谷村で発生するごみは、白馬山麓清掃センターで焼却処理し、焼却残渣は民間の最終処分場へ搬出し処分している。</p> <p>糸魚川市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は糸魚川浄化センター、青海浄化センター、能生浄化センター、川崎浄化センターで処理している。小谷村の白馬乗鞍地区で発生するし尿は白馬乗鞍浄化センターで処理している。</p>
	(2) 産業廃棄物	<p>対象事業実施区域周辺 50 km圏域の産業廃棄物処理施設数は、新潟県内が 41 カ所、長野県内が 52 カ所、富山県内が 50 カ所である。</p>

第 2-2-2 表 対象事業実施区域及びその周辺における環境保全に係る規制等の指定状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及びその周辺における規制等の指定状況
大気汚染	環境基本法	大気汚染に係る環境基準 微小粒子状物質に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類(大気)に係る環境基準	
	大気汚染防止法 新潟県生活環境の保全等に関する条例 公害の防止に関する条例(長野県)	大気汚染に係る発生源規制 ばい煙の排出の規制等 粉じんに関する規制 自動車排出ガスに係る許容限度	
水質汚濁	環境基本法	人の健康の保護に関する環境基準	指定地域等の定めなく公共用水域に適用される。
		生活環境の保全に関する環境基準	対象事業実施区域周辺の姫川は AA 類型及び生物 A 類型に指定されている。
		地下水の水質汚濁に係る環境基準	指定地域等の定めなく地下水に適用される。
	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準	指定地域等の定めなく公共用水域及び公共用水域の底質に適用される。
	水質汚濁防止法 新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例 公害の防止に関する条例(長野県)	排水に係る規制基準(有害物質) 排水に係る規制基準(水素イオン濃度等の項目) 新潟県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準 長野県条例によるすべての水域の上乗せ排水基準	発電所は水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当しない。
騒音	環境基本法	騒音に係る環境基準	対象事業実施区域及び周辺では規制地域の指定が行われていない。
	騒音規制法 新潟県生活環境の保全等に関する条例 公害の防止に関する条例(長野県)	特定工場等において発生する騒音の規制基準	対象事業実施区域及び周辺では規制地域の指定が行われていない。
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 自動車騒音に係る要請限度	
振動	振動規制法 新潟県生活環境の保全等に関する条例 公害の防止に関する条例(長野県)	特定工場等において発生する振動の規制基準	対象事業実施区域及び周辺では規制地域の指定が行われていない。
		特定建設作業等に関する振動の規制基準	
		道路交通振動に係る要請限度	
悪臭	悪臭防止法	悪臭防止法に基づく規制基準	対象事業実施区域及び周辺では規制地域の指定が行われていない。
地盤沈下	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 新潟県生活環境の保全等に関する条例	地下水採取の規制	対象事業実施区域及び周辺では規制地域の指定が行われていない。
土壌汚染	環境基本法	土壌の汚染に係る環境基準	指定地域等の定めなく適用される。
	ダイオキシン類特別措置法	ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	
	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置	対象事業実施区域及び周辺では該当地域はない。
	農用地の土壌の汚染防止に関する法律	土壌(田に限る)における銅、ひ素、玄米におけるカドミウムに係る基準	対象事業実施区域及び周辺では該当地域はない。

第 2-2-3 表 対象事業実施区域及びその周辺における環境保全計画等の策定状況

調査項目	計画名	計画の概要等
その他の環境保全計画等	新潟県環境基本計画	<p>本計画は、「新潟県環境基本条例」(平成 7 年条例第 40 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新潟県環境基本計画」が平成 9 年 3 月に策定され、平成 14 年に中間改訂された後、平成 19 年 3 月、新潟県環境基本条例の基本理念の実現と、自然環境の保全や環境汚染の未然防止を図り、安全で豊かな環境の保全・再生・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画期間を平成 19 年度から平成 28 年度として策定された。</p>
	第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画	<p>新潟県では、平成 23 年 4 月に、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画期間とする「新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、持続可能な循環型社会の形成を図ってきた。その結果、ごみ排出量や最終処分量は着実に減少し、再生利用も進んだが、1 人 1 日当たりのごみ排出量が全国平均より多いなど、課題が残されている。一方、国では平成 28 年 1 月に「廃棄物処理基本方針」を変更した。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 28 年 3 月に「第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画」を策定した。</p> <p>計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とし、最終年度となる平成 32 年度に達成すべき目標を定めている。また、平成 30 年度に達成すべき中間目標を定めている。</p>
	第三次長野県環境基本計画	<p>本計画は、「長野県環境基本条例」(平成 8 年長野県条例第 13 号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。平成 20 年度の「第二次長野県環境基本計画」の策定以降、水資源の保全に対する懸念や全国的なエネルギー需給問題など、新たな課題も生じており、引き続き、長野県の環境保全を推進するとともに、それらを含めた課題に対して計画的に適切な対応をとっていくため、計画期間を平成 25 年度から平成 29 年度として策定された。</p>
	長野県廃棄物処理計画(第 4 期)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、「都道府県廃棄物処理計画」として、「長野県廃棄物処理計画」が平成 28 年 3 月に策定された。</p> <p>本計画は、計画期間を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする第 4 期計画であり、『「もったいない」を大切にして ぐみ減量日本一! ～美しい信州を次世代へ～』を基本目標として掲げ、各種施策を策定している。</p>
	糸魚川市環境基本計画	<p>本計画は、糸魚川市環境基本条例第 8 条の規定に基づき、同条例第 3 条に掲げられた基本理念の 5 つの柱の実現に向け、環境の保全に関する基本的な計画として、平成 22 年 3 月に制定された。計画期間は平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間である。</p> <p>「環境を学び、考え、行動する人が育つまち いといがわ ～豊かな自然と心安らぐ環境を目指して～」を環境像として設定し、4 つの環境分野ごとに基本目標を設定している。</p>
	糸魚川市一般廃棄物処理基本計画	<p>本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画として平成 23 年 3 月に策定された。</p> <p>糸魚川市総合計画に掲げている環境の保全と資源循環型社会の形成を実現し、国の目指す循環型社会・低炭素社会注の形成に向けて、ごみの発生抑制や資源化のための目標と基本的な施策を定め、廃棄物の適正な処理処分を計画的に実行していくことを目的とする。</p>

第 2-2-4 表 対象事業実施区域及びその周辺における自然環境の保全に係る地域指定等の状況

区分	法令等	規制・基準	対象事業実施区域及びその周辺における規制等の指定状況	
自然環境 関連法令	自然環境保全法	自然環境保全地域	指定されていない。	
	新潟県自然環境保全条例 長野県自然環境保全条例	自然環境保全地域	銚ヶ岳・権現岳自然環境保全地域 金山谷自然環境保全地域 マイコミ平自然環境保全地域 角間池自然環境保全地域	
		緑地環境保全地域	不動山緑地環境保全地域 秋葉神社緑地環境保全地域	
	自然公園法	国立公園・国定公園	妙高戸隠連山国立公園 中部山岳国立公園	
	新潟県県立自然公園条例	県立自然公園	白馬山麓県立自然公園（姫川地区及び海谷地区） 親不知子不知県立自然公園 対象事業実施区域は白馬山麓県立自然公園（姫川地区）に位置する。	
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護地区、銃猟禁止区域、休猟区	妙高山鳥獣保護区 火打山特別保護地区 月不見の池鳥獣保護区 銚ヶ岳鳥獣保護区 小滝鳥獣保護区 白馬蓮華鳥獣保護区 白馬蓮華特別保護地区 北アルプス北部鳥獣保護区 風吹岳鳥獣保護区 風吹岳特別保護地区 奥裾花鳥獣保護区 奥裾花峡鳥獣保護区	
	文化財保護法	国指定文化財	有形民俗	越後姫川谷のボッカ運搬用具コレクション
			有形民俗	糸魚川木地屋の製作用具と製品コレクション
			史跡	松本街道
			天然記念物	小滝川硬玉山地
国登録文化財		建造物	木地屋民俗資料館	
県指定文化財		天然記念物	クモマツマキチョウ及びヒメギフチョウ生息地	
		天然記念物	杉之当の大スギとシナノキ	
市町村指定文化財		書跡	旧千手院文書	
	歴史資料	永和の墓塔		
	史跡	山口関所跡		
	天然記念物	ボッカトチノキ		
天然記念物	ギフチョウ・ヒメギフチョウ			